

佐賀県規則第16号

佐賀県保健所使用料及び手数料徴収規則の一部を改正する規則

佐賀県保健所使用料及び手数料徴収規則（昭和33年佐賀県規則第63号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 佐賀県保健所使用料および手数料条例（昭和30年佐賀県条例第26号）第2条の規定に<u>基く</u>諸料金の額は、この規則の定めるところによる。</p> <p>(使用料手数料の額)</p> <p>第2条 佐賀県保健所の使用料及び手数料の額は、<u>別表のとおりとする。ただし、別表に定めのないものは、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定による厚生労働大臣の定め及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した費用の額の8割に相当する額（10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。</u></p> <p>(出張検査の費用)</p> <p>第3条 試験又は検査等のため職員の出張を申請する者は、その職員の旅費（佐賀県職員等の旅費に関する条例（昭和29年佐賀県条</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 佐賀県保健所使用料<u>及び</u>手数料条例（昭和30年佐賀県条例第26号）第2条の規定に<u>基づく</u>諸料金の額は、この規則の定めるところによる。</p> <p>(使用料<u>及び</u>手数料の額)</p> <p>第2条 佐賀県保健所の使用料及び手数料の額は、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 歯科処置（フッ化物塗布に限る。） 1件につき360円</p> <p>(2) 検査の証明書等 1通につき350円</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもの以外のもの</u> 健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定による厚生労働大臣の定め及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した費用の額の8割に相当する額（10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）</p> <p>(出張検査<u>等</u>の費用)</p> <p>第3条 検査等のため職員の出張を申請する者は、その職員の旅費（佐賀県職員等の旅費に関する条例（昭和29年佐賀県条例第15号）</p>

改正前			改正後	
例第15号)により算定した額)及び用具の運搬費その他の実費を負担しなければならない。			により算定した額)及び用具の運搬費その他の実費を負担しなければならない。	
別表(第2条関係)				
項目	区分	単価(円)		
歯科処置	ふっ化物塗布	1件につき 360		
水質検査	飲食適否検査			
	細菌学的検査(一般細菌検査)	1件につき 2,290		
	細菌学的検査(大腸菌定性)	1件につき 3,990		
	定性試験	1項目につき 1,010		
	定量試験			
	簡易なもの	1項目につき 2,860		
	普通のもの	1項目につき 3,800		
	複雑なもの	1項目につき 6,780		
	精密なもの	1項目につき 11,810		
	特殊なもの	1項目につき 19,710		
	特殊なもの	1項目につき 18,980		
	水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の1の項、2の項の左欄に掲げる事項に関する検査			
		細菌学的検査(一般細菌検査)	1件につき 2,290	
	細菌学的検査(大腸菌定性)	1件につき 3,990		

改正前		改正後	
	し尿浄化槽放流水検査	1件につき	10,440
	し尿処理施設機能検査	1件につき	27,920
	し尿処理施設(し尿浄化槽を除く。)放流水検査	1件につき	12,860
	プール水試験		
	理化学的検査	1件につき	4,010
	細菌学的検査	1件につき	3,630
	大腸菌群定量	1件につき	3,240
ごみ検査	熱しゃく減量	1件につき	2,460
食品検査	定性試験		
	普通のもの	1項目につき	1,850
	複雑なもの	1項目につき	6,790
	定量試験		
	簡易なもの	1項目につき	2,820
	普通のもの	1項目につき	5,400
	複雑なもの	1項目につき	9,650
	精密なもの	1項目につき	14,960
	特殊なもの	1項目につき	24,840
	特殊なもの	1項目につき	38,970
	食品細菌検査		
	一般細菌数	1件につき	2,400
	大腸菌群定性	1件につき	3,000
	大腸菌群定量	1件につき	5,260

改正前			改正後
	乳及び乳製品検査 理化学的試験 (乳酸菌製品) 乳酸菌定量 一般細菌 大腸菌群定性 (乳及びその他の乳製品)	1件につき 8,130 1件につき 3,550 1件につき 2,160 1件につき 2,160 1件につき 3,290	
器具、 容器及 び包装 の規格 試験	規格試験 陶磁器、ガラス等 ポリ塩化ビニル製及びポリ スチレン製以外の合成樹脂 製 ポリスチレン製等 ポリ塩化ビニル製等の合成 樹脂	1件につき 10,430 1件につき 18,820 1件につき 32,360 1件につき 40,150	
文書料	試験検査の成績書副本及び証 明書	1通につき 350	

備考

1 水質検査の定量試験の項中「簡易なもの」、「普通のもの」、「複雑なもの」、「精密なもの」、「特殊なもの」及び「特殊なもの」とは、次のとおりとする。

簡易なもの 濁度、PH、残留塩素等の試験検査

普通のもの 過マンガン酸カリウム消費量、塩素(塩化物)イオン、溶存酸素、浮遊物質等の試験検査

複雑なもの BOD、COD、マンガン、鉄、硝酸性窒素、

改正前	改正後
<p><u>総窒素、総リン、シアン、六価クロム等の試験検査</u></p> <p><u>精密なもの ^ひ砒素、総水銀、カドミウム等の試験検査</u></p> <p><u>特殊なもの 有機水銀、有機リン等の試験検査</u></p> <p><u>特殊なもの P C B、トリハロメタン、C N P、クロルデン等の試験検査</u></p> <p>2 <u>食品検査の定性試験の項中「普通のもの」及び「複雑なもの」とは、次のとおりとする。</u></p> <p><u>普通のもの 外観、臭味、官能検査等の試験検査</u></p> <p><u>複雑なもの 着色料、蛍光染料等の試験検査</u></p> <p>3 <u>食品検査の定量試験の項中「簡易なもの」、「普通のもの」、「複雑なもの」、「精密なもの」、「特殊なもの」及び「特殊なもの」とは、次のとおりとする。</u></p> <p><u>簡易なもの P H、塩素（塩化物）イオン、油脂の酸度等の試験検査</u></p> <p><u>普通のもの ホルマリン、漂白剤、ナトリウム、カリウム等の試験検査</u></p> <p><u>複雑なもの 保存料、発色剤、無機塩等の試験検査</u></p> <p><u>精密なもの ビタミン、微量金属、酸化防止剤等の試験検査</u></p> <p><u>特殊なもの 有機塩素、有機リン、脂肪酸組成、糖組成等の試験検査</u></p> <p><u>特殊なもの P C B、アミノ酸組成、クロルデン等の試験検査</u></p> <p>様式（第6条関係） 略</p>	<p>様式（第5条関係） 略</p>

改正前	改正後
保健所使用料手数料減免申請書 略	保健所使用料 <u>及び</u> 手数料減免申請書 略

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。